

## 食品添加物に関する規制

- ・ 食品添加物の指定（食品衛生法第6条）

- ・ 指定添加物： 342品目

- 食品衛生法第6条に基づき、厚生労働大臣が定めたもので、食品衛生法施行規則別表第2に収載されている。

- （参考）

- ・ 既存添加物： 489品目

- 平成7年度に食品衛生法が改正され、指定の範囲が化学的合成品のみから天然物を含むすべての添加物に拡大された。法改正当時既に我が国において広く使用されており、長い食経験があるものについては、法改正以降もその使用、販売等が認められることとなり、例外的に食品衛生法第6条の規定を適用しないこととなっている。そのような既存添加物は、既存添加物名簿に収載されている。

- ・ 天然香料： 約600品目

- 動植物から得られる天然の物質で、食品に香りを付ける目的で使用されるもので、基本的にその使用量はごく僅かであると考えられる。

- ・ 一般飲食物添加物： 約100品目

- 一般に飲食に供されているもので添加物として使用されるもの。

- ・ 食品添加物の規格及び使用基準（食品衛生法第7条）

- 食品添加物については、必要に応じて規格や基準を設定。

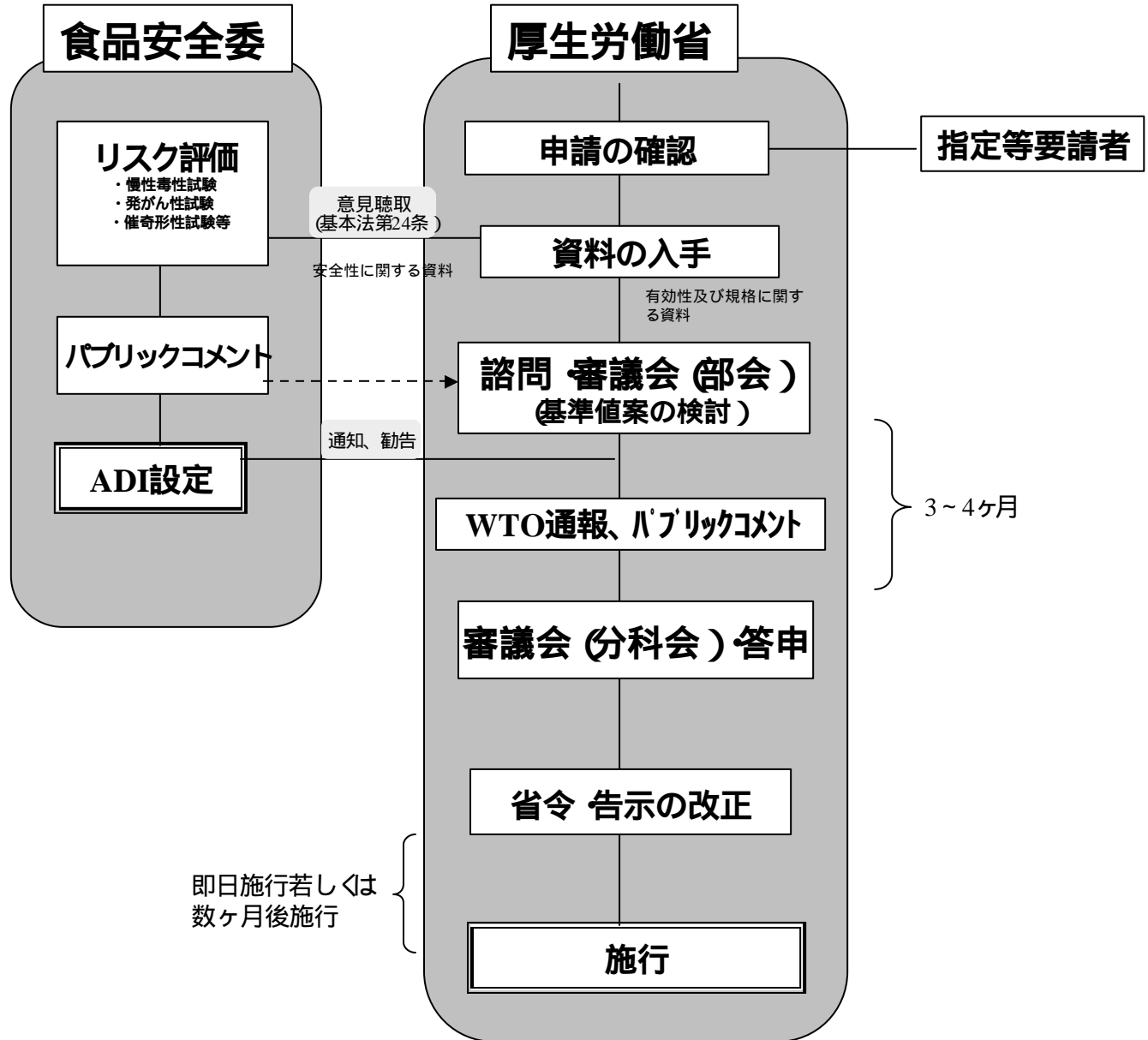
- 規格とは - 食品添加物の純度や成分について最低限遵守すべき項目を示したもの。

- 基準とは - 食品添加物をどのような食品に、どのくらいまで加えてもよいかということを示したもの。

- ・ 食品添加物の表示（食品衛生法第11条）

- 原則として食品に使用した添加物はすべて表示することが義務づけられている。

# 食品添加物の指定等の流れ



## 残留農薬に関する規制

法令 : 食品衛生法

所管省庁 : 厚生労働省

規制概要 : 法第7条に基づく食品、添加物等の規格基準（厚生労働省告示）の中で、公衆衛生の見地から必要なものに「食品」の規格基準として残留農薬基準を定めている。残留農薬基準は国産農産物、輸入農産物のいずれもが対象であり、この基準を超えるような農薬が残留した食品は、回収等の措置がとられる。

平成15年7月現在、229農薬、約130農産物について約9,000の基準を設定。

### （参考）

法令 : 農薬取締法

所管省庁 : 農林水産省、環境省

規制概要 :

（登録） 製造・輸入者に対する製造輸入段階の登録の義務付け。

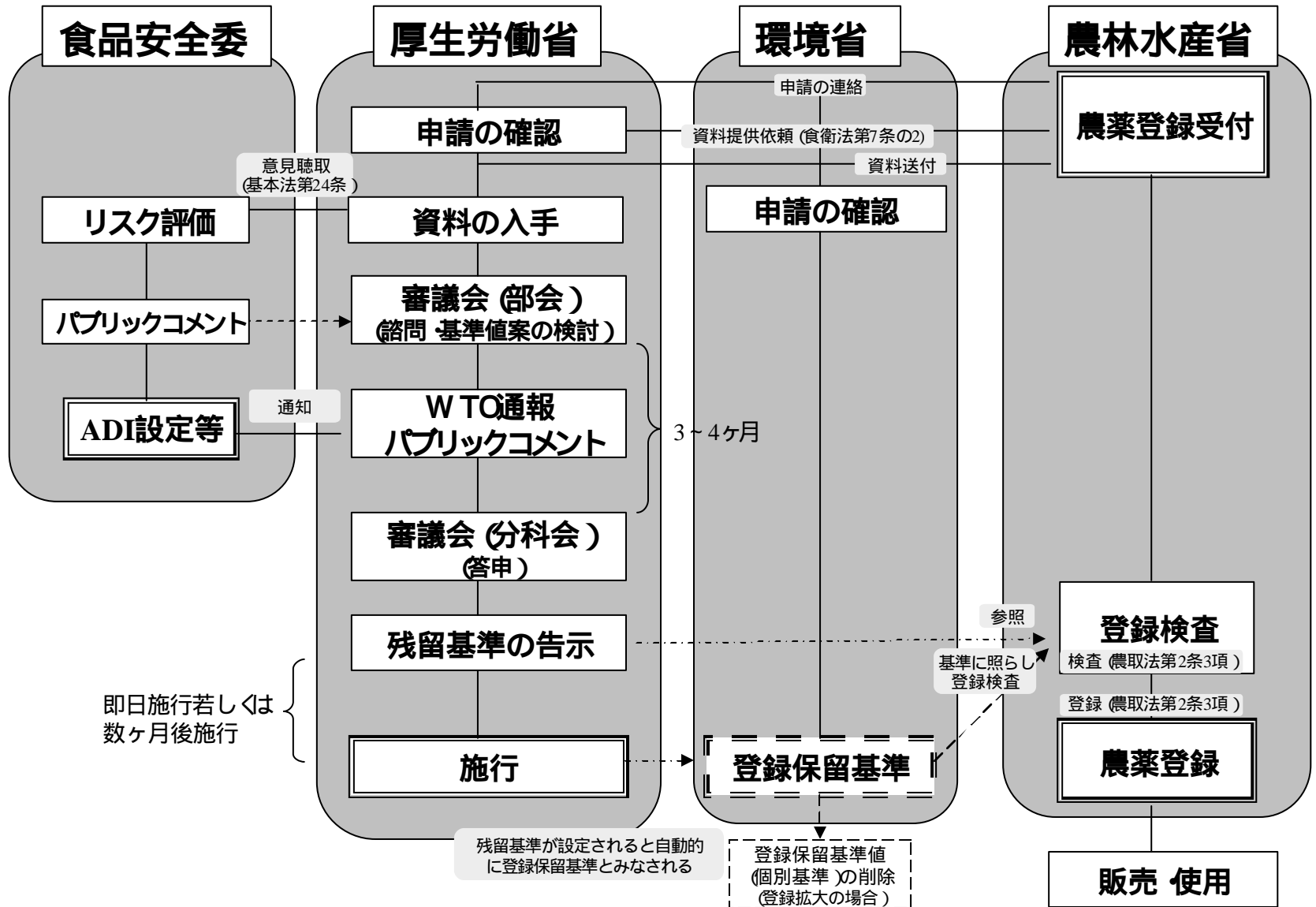
（登録保留基準）

環境大臣が告示する、農作物等の農薬汚染を防止する観点から農薬登録を保留する基準。

（販売） 登録のない農薬の販売の禁止。

（使用） 表示のない農薬を農産物等の病虫害の防除等に使用することを禁止。表示のある農薬についても使用基準に違反して農薬を使用することを禁止。

# 農薬の登録 (新規及び登録拡大) と残留基準設定の流れ



## 動物用医薬品等に関する規制

法令 : 食品衛生法

所管省庁 : 厚生労働省

規制概要 : 法第7条に基づく食品、添加物等の規格基準（厚生労働省告示）の中で、公衆衛生の見地から個別の畜水産物毎に動物用医薬品及び飼料添加物の成分の残留基準が設定されており、この基準を超えるような動物用医薬品等が残留した食品は、回収等の措置がとられる。

平成15年7月現在、26動物用医薬品等について残留基準値を設定している。

### （参考）

法令 : 薬事法

所管省庁 : 農林水産省（動物用医薬品に関する部分）

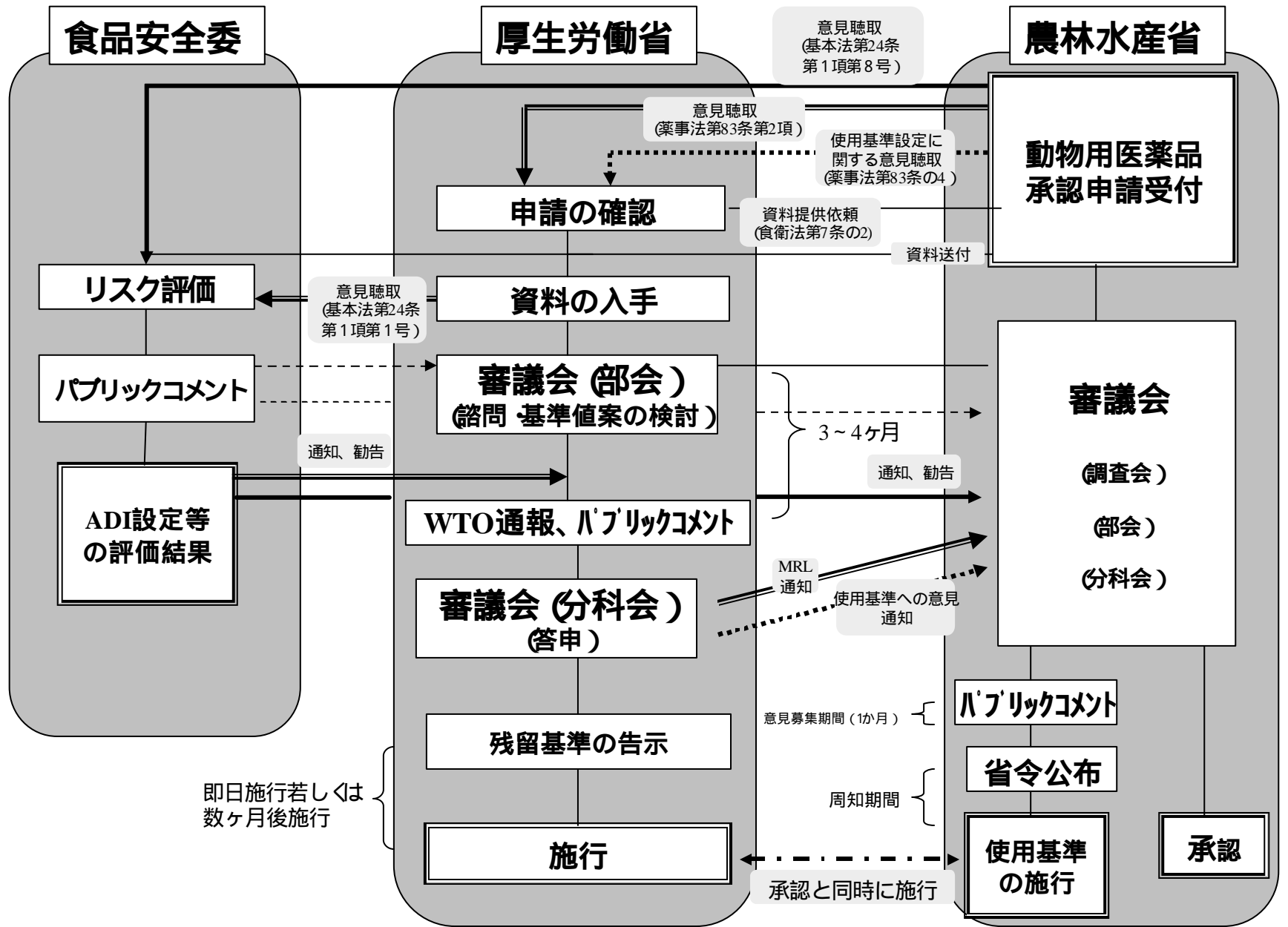
規制概要 : 動物用医薬品の製造や販売に関する承認及び適正な使用の観点から使用基準（対象動物、用法・用量、出荷前使用禁止期間等）が設定される。この使用方法を守られなければ、使用者に対し罰則が適用される。

法令 : 飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

所管省庁 : 農林水産省

規制概要 : 飼料添加物の製造、使用及び保存等について、規定されている。飼料添加物の適正な使用の観点から設定される。この使用方法を守られなければ、使用者に対し罰則が適用される。

# 動物用医薬品の承認と残留基準設定の流れ



# 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制の導入

(改正後の第11条第3項関係) 平成15年8月29日施行

## 【現行の規制】

### 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められているもの

229農薬、26動物用医薬品等に残留基準を設定



残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められていないもの



農薬等が残留していても基本的に流通の規制はない

## 【ポジティブリスト制への移行後】……公布後3年以内に移行

### 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められているもの

ポジティブリスト制の施行までに、現行法第7条第1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた暫定的な基準を設定



登録等と同時の残留基準設定など、残留基準設定の促進



残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められていないもの

人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示



一定量を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

厚生労働大臣が指定する物質

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを告示(特定農薬等)



ポジティブリスト制の対象外